

4. 加工食品の食品表示基準

1) 加工食品とは

◆ 加工食品の定義は「製造又は加工された食品」

加工食品		加工食品	
1	麦類	14	食肉製品
2	粉類	15	酪農製品
3	でん粉	16	加工卵製品
4	野菜加工品	17	その他の畜産加工食品
5	果実加工品	18	加工魚介類
6	茶、コーヒー及びココアの調整品	19	加工海藻類
7	香辛料	20	その他の水産加工食品
8	めん、パン類	21	調味料及びスープ
9	穀物加工品	22	食用油脂
10	菓子類	23	調理食品
11	豆類の調製品	24	その他の加工食品
12	砂糖類	25	飲料等
13	その他の農産加工食品		

2) 加工食品に該当する生鮮食品

生鮮食品は、「加工食品及び添加物以外の食品」と定義されているが、あるものを材料としてその本質は保持されつつ新しい属性を付加したものは「加工食品」とされる

生鮮食品例	加工食品例
マグロの赤身とトロの刺身盛合せ	<u>マグロとハマチの刺身盛合せ</u>
カットしたフロリダ産と南アフリカ産のグレープフルーツ盛合せ	<u>カットしたパインアップルとメロンの盛合せ</u>
キャベツを千切りにして包装したもの	<u>キャベツと人参を千切りにして包装したもの</u>
米穀、豆類を収穫後、輸送又は保存のために乾燥させる	<u>果実を、食味や風味向上のために乾燥させる</u>

3)食品表示基準

食品関連 事業者に 係る基準	食品表示基準 第3条	<u>あらかじめ容器包装され た食品を販売する場合</u>
	食品表示基準 第5条	<u>食品を製造し、又は加工 した場所で販売する場合</u>
		<u>不特定又は多数の者に 対して譲渡する場合</u>
食品関連 事業者以外 の販売者に 係る基準	食品表示基準 第15条	町内会や学校等のバ ザーで食品を製造、販売 する場合

食品表示基準第3条 義務表示事項

義務表示項目	衛生事項	品質事項	保健事項
名称	○		
原材料名		○	
➤ アレルゲン	○		
➤ L-フェニルアラニン化合物を含む旨	○		
➤ 遺伝子組換え食品に関する事項	○		
➤ 添加物	○		
➤ 原料原産地		○	
内容量又は固形量及び内容総量		○	
消費期限又は賞味期限	○		
保存方法	○		
食品関連事業者の氏名又は名称及び住所		○	
製造所又は加工所の所在地及び製造者又 は加工者の氏名又は名称	○		
栄養成分の量及び熱量			○

食品表示基準第5条 義務表示事項

義務表示項目	衛生事項	品質事項	保健事項
名称	○		
原材料名	特定保健用食品及び機能性表示食品は義務表示		
➤ アレルゲン	○		
➤ L-フェニルアラニン化合物を含む旨	○		
➤ 遺伝子組換え食品に関する事項	○		
➤ 添加物	○		
➤ 原料原産地			
内容量又は固形量及び内容総量	特定保健用食品及び機能性表示食品は義務表示		
消費期限又は賞味期限	○		
保存方法	○		
食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	特定保健用食品及び機能性表示食品は義務表示		
製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称	○		
栄養成分の量及び熱量	特定保健用食品及び機能性表示食品は義務表示		

食品表示基準第15条 義務表示事項

義務表示項目	衛生事項	品質事項	保健事項
名称	○		
原材料名			
➤ アレルゲン	○		
➤ L-フェニルアラニン化合物を含む旨	○		
➤ 遺伝子組換え食品に関する事項	○		
➤ 添加物	○		
➤ 原料原産地			
内容量又は固形量及び内容総量			
消費期限又は賞味期限	○		
保存方法	○		
食品関連事業者の氏名又は名称及び住所			
製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称	○		
栄養成分の量及び熱量			

4) 省略規定

容器包装の表示可能面積がおおむね30cm²以下の場合は、表示スペースが限られるため、義務表示事項全てを表示することが難しいと考えられ、省略規定が設けられている

表示可能面積30cm ²	<p>表示可能面積とは、容器包装の表面積全体をさすため、裏面だけでなく、商品名や写真等が記載されている主要面も活用することにより、義務表示事項を提供することは可能となる。</p>
 <p>文字の大きさ: 5, 5ポイント 文字数: 341文字 ピンク色の部分: 表示可能面積</p> <p>出典: 消費者庁食品表示企画課</p>	

省略規定(表示可能面積30cm²以下)

義務表示項目	衛生事項	品質事項	保健事項
名称	○		
原材料名	特定保健用食品及び機能性表示食品は義務表示		
➤ アレルゲン	○		
➤ L-フェニルアラニン化合物を含む旨	○		
➤ 遺伝子組換え食品に関する事項			
➤ 添加物	特定保健用食品及び機能性表示食品は義務表示		
➤ 原料原産地			
内容量又は固形量及び内容総量	計量法、特定保健用食品及び機能性表示食品は義務表示		
消費期限又は賞味期限	○		
保存方法	○		
食品関連事業者の氏名又は名称及び住所		○	
製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称	食品関連事業者を表示しなくいい場合は義務表示		
栄養成分の量及び熱量	特定保健用食品及び機能性表示食品は義務表示		